

○板倉町重要文化的景観選定範囲における現状変更協議要領

(趣旨)

第1条 この要領は、板倉町の文化的景観（文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第134条第1項の規定に基づき国が選定した文化的景観。以下「重要文化的景観」という。）の保存対象範囲における現状変更行為に対し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の事前協議)

第2条 板倉町の重要文化的景観の保存対象範囲において現状変更する者は、現状変更行為事前協議書（様式第1号）を教育長に届け出なければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 設計図及び仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(現状変更行為に係る協議結果)

第3条 教育長は、前条の規定により協議をしたときは、協議結果書（様式第2号）を届出者に通知する。

(完了等の届出)

第4条 前条第の規定により協議結果書により通知を受けた者は、当該行為を完了し、又は中止したときは、速やかにその旨を現状変更行為（完了・中止）届出書（様式第3号）により教育長に届け出なければならない。

2 前項の完了届出書には、施工後の完成写真を添付するものとする。

(要領で定める行為)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。